

「健康な食事・食環境」推進事業の事務局委託にかかる仕様書

1. 事業の目的

少子超高齢化が進展し、医療費が 40 兆円を超える現在、健康寿命の延伸は、保健医療の分野を超え、経済政策の面からも社会の喫緊の課題とされる。現在、日本人の食料消費（最終飲食費）の約 8 割は加工品と外食である。したがって、外食や中食でも健康に資する食事選択ができるような商品を増やし、適切な情報提供を積極的に行う環境を整える必要がある。

そこで、厚生労働省の「日本人の長寿を支える」健康な食事“検討会を経て、平成 27 年 9 月に健康局長通知として示された「生活習慣病予防その他の健康増進を目的として提供する食事の目安」をふまえ、外食・中食・事業所給食の場の新たな認証制度を立ち上げることとした。

すなわち、外食・中食・事業所給食で、栄養バランスのとれた**食事**を、**継続的に、健康的な空間**（受動喫煙防止）で、提供している**店舗や事業所の認証制度**の発足である。

2. 事業の概要

上述のとおり、平成 27 年 9 月に厚生労働省健康局長通知として示された、「生活習慣病予防その他の健康増進を目的として提供する食事の目安」をふまえ、また健康的な食事パターンの先行研究も参考とし、さらに、実際に、大手給食会社4社が事業所給食で「ヘルシーメニュー」として提供しているメニュー分析を行った。その結果、厚生労働省の主に栄養素レベルの基準を、実現可能性の高い食品構成として、飲食店にもわかりやすい食品レベルで示した。これを「健康な食事」という。すなわち、健康な食事とは、健康に資する可能性のある食事を意味する。

加えて「健康な食環境」として、栄養情報の提供や、従業員が「健康な食事」の説明ができる、外食・事業所給食においては受動喫煙防止対策（店内禁煙）など、別添認証基準に示す複数の基準をクリアした事業所・店舗を認証する制度を発足する。

受託者は、本事業の事務局として、本事業の円滑な推進に寄与する以下の活動を行うものとする。

3. 委託業務の内容

(1) 「健康な食事・食環境」推進事業 事務局の運営

- ① 本事業の打合せ会議の補助（資料の準備、当日の運営補助、記録作成など）
- ② 「健康な食事・食環境」コンソーシアムメンバー、および協力企業・団体との連絡調整
- ③ 「健康な食事・食環境」事業ホームページの管理

(2) 申請受付業務

- ① 申請者からの問合せへの対応
- ② 申請書類の受付、保管
- ③ 申請書類の形式審査の準備
（記載内容の確認、必要な事項について申請者に確認を行うなど）

(3) 認定審査会開催に伴う業務

- ① 形式審査に合格した申請書の審査委員への発送
- ② 審査会開催に伴う事前準備及び当日の補助
（審査会そのものは、日本栄養改善学会が主催する）

(4) 認証決定後の業務

- ① 申請者への通知、認定通知の送付
- ② 登録情報の確認、HP へのアップ
- ③ 認証店舗・事業所のモニタリングに係る業務

(5) その他、契約内容に含まれる本事業の推進に必要な業務

4. 委託業務の実施期間 契約締結の日から平成 31 年 7 月 31 日まで

5. 委託業務の結果報告

3の(1)～(5)の実施状況について、毎年、7月31日までに、学会事務局に提出すること

6. その他の業務実施条件

(1) COI の申告

受託者は、学会の栄養学研究の利益相反(COI)に関する指針および細則に基づき、COIの申告を行い、審査を受けること。

(2) 個人情報の取り扱い

本事業によって知り得た個人情報は、次に掲げるとおり取り扱うこと。

- ① 委託者の承認なしに第三者に提供してはならない。
- ② 個人情報が記された資料を、事業実施以外の目的で複写又は複製してはならない。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならない。
- ③ 個人情報が記された資料は厳重に管理し、委託期間が終了した場合は、直ちに学会事務局に一切を返納すること。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示によること。
- ④ 個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について委託者に報告するとともに、委託者の指示に基づき、被害の拡大の防止及び復旧等のために必要な措置を講ずること。

(3) 情報セキュリティの確保

受託者は、情報セキュリティに関して、特に下記の点に留意すること。

- ① 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策の実施方法について、学会事務局に書面で提出すること。
- ② 受託者は、情報セキュリティの履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて学会からの監査を受け入れること。
- ③ 受託者は、学会から提供された個人情報が業務終了等により不要となった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

(4) その他

- ① 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、学会と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- ② この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、学会が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- ③ ②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、もしくは誓約書に反することとなったときは当該者の入札を無効とするものとする。